

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

蔵増地域

令和6年8月28日開催

- No. 1 **治水対策について**
建設課
- No. 2 **通学路の安全確保について**
建設課、教育総務課
- No. 3 **市道の除草について**
建設課
- No. 4 **空き家について**
都市計画課
- No. 5 **蔵増小学校の登下校時の猛暑対策について**
教育総務課、学校教育課
- No. 6 **災害時の世帯ごとの人数把握について**
危機管理室、社会福祉課、保険給付課
- No. 7 **田んぼダムについて**
農林課

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

蔵増地域

令和6年8月28日開催

No.	1	標 題	治水対策について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>前田川と樽川の合流地点に調節池を作る計画があり、予定地の測量が終わったようですが、その後の造成工事が進んでいないように見受けられます。大雨が県内各地で甚大な被害を及ぼしている昨今、調節池の早期設置を要望します。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>最上川と樽川の合流部付近の内水被害軽減対策として、これまで国と県、市が協議を重ね、それぞれの役割分担の中で治水対策を実施しているところです。</p> <p>国からは、樽川樋門の改修工事に取り組んでいただき、令和5年3月に完成しました。</p> <p>御提言の樽川調節池については、樽川の河川管理者である山形県が整備事業に取り組み、令和4年度から現地の測量を実施しています。現在は、設計作業を行っているところであり、設計作業が終わり次第、地元説明会を開催する予定となっていますので御理解をお願いします。</p>			

No.	2	標 題	通学路の安全確保について
所管課等		建設課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>蔵増中区の通学路に設置された6本の電柱が通学の支障になりうるという件について、昨年のもちづくり懇談会でも話題になりました。その後、地元の方が土地所有者と電柱移設の交渉をしていただき、一部の電柱は移設が可能になったとお聞きしましたが、具体的な移設時期について教えていただきたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>はじめに、電柱の民地への移設に関して、地域の皆様に御理解と御協力をいただいていることに感謝を申し上げます。</p> <p>昨年御要望のありました箇所の電柱の移設については、既に移設に向けて電柱管理者であるNTTと協議が済んでいます。民地への移設に御協力いただける4本の電柱については、NTTから、積雪の状況などにもよりますが、令和7年1月末までの移設を予定していると回答いただいています。しかし、中には地下に埋設されている電線を受けるための電柱もあり、民地に移設することができない柱もあるとのことでしたので、御理解くださいますようお願いいたします。</p>			

No.	3	標 題	市道の除草について
所管課等		建設課	

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

蔵増地域

令和6年8月28日開催

《市民のこえ》

矢野目地区から蔵増南地区へ続く市道で雑草が生い茂り、小中学生の通学の支障になっているのではないかと心配しています。市道の除草について、いつの時期にどの箇所を実施しているのかといった計画を教えてくださいたいです。

＜回答及び対応状況＞

地域の皆様には、道路の環境美化活動に御尽力いただき感謝申し上げます。

市道の除草につきましては、歩行者の見通しが確保できるよう、また、車の通行に支障とならないように実施し、御提言の箇所については、例年8月から9月にかけて市が草刈り作業を行っています。

なお、今年の作業については、8月中旬から草刈り作業を行い、作業は8月24日に完了しました。

No.	4	標 題	空き家について
所管課等		都市計画課	
《市民のこえ》			
蔵増地域内でも空き家が増え、敷地内に散乱したごみや雑草による周囲への悪影響が心配されます。市ではどのような対策をとっているのか教えてくださいたいです。			
＜回答及び対応状況＞			
市では、地域の皆様に御協力をいただき、空き家の実態調査を行い、令和6年7月末現在、市内で547件の空き家を確認し、この内37件が蔵増地域のものとなっています。把握した空き家は、現地調査や所有者等の確認を行い、空き家の状況に応じて、適正に管理するよう助言、指導を行っています。			
空き家は、個人が所有する財産であることから、その所有者には、「周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努める責務」があります。そのため、管理が不適切な状態となってしまった空き家については、市が、所有者へ指導、勧告等を行うほか、状況に応じて安全確保のための応急措置を行い、その費用を所有者等へ請求するなどの対応を行っています。			
また、市では、空き家を所有する方が、空き家の「相続」、「売却」、「利活用」などについて、オンラインで相談できる天童市アキカツカウンターを開設しているほか、空き家に対する補助制度を設けるなどの支援を行っています。			
空き家対策の推進には、官民がそれぞれの役割を果たしながら、取組を進めていくことが大切です。今後とも、地域の皆様から御協力をいただきながら、空き家対策の推進に努めていきたいと考えています。			

No.	5	標 題	蔵増小学校の登下校時の猛暑対策について
所管課等		教育総務課、学校教育課	

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

蔵増地域

令和6年8月28日開催

《市民のこえ》

昨年は、7月から9月にかけて猛暑でした。特に8月は、31日間で最高気温が30℃の真夏日を下回ったのは1日だけでした。今年は6月に30℃を超える日が続き、昨年より暑くなるとの声も聞こえてきます。そのような中、蔵増小学校の児童は下校時に長時間歩いて帰ることになります。特に、窪野目地区と塚野目地区は2.5キロメートルほど歩きます。低学年の児童は歩くのがゆっくりなので、更に時間が掛かると思います。

登下校時の猛暑対策について、市で実施しているものと、今後実施予定のものがあればお聞かせください。

＜回答及び対応状況＞

今年の7月の平均気温は昨年度の記録を上回り、8月以降も猛暑が続く予想となり、熱中症など暑さによる児童生徒の体調不良が懸念されます。

本市小学校の校内外の活動においては、各活動場所での暑さ指数を基に、活動の中止や制限を判断しています。具体的には、暑さ指数が31度以上の場合、運動は原則中止としています。

児童の登下校にあたっては、家庭での健康観察に加え、涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給や下校途中の休憩等について指導を行っています。さらに、活動終了後は、十分にクーリングダウンを行う等、体調を整えた上で下校させるようにし、学校で具合が悪くなった児童がいた場合は、下校時の体調を再度確認し、気象状況も踏まえ、必要に応じて保護者等への送迎を依頼しています。

今後とも、児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるよう、熱中症の未然防止に努めます。

No.	6	標 題	災害時の世帯ごとの人数把握について
所管課等		危機管理室、社会福祉課、保険給付課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>今年1月の能登半島地震では、家屋倒壊や大規模火災によって多くの方が被災されました。</p> <p>我が蔵増地区も、水害の危険や地震災害が想定されます。</p> <p>現在、市からの情報は個人情報保護法により、嘱託員にも情報が開示されていません。万が一、大規模な地震や火災あるいは水害が発生した場合、当該世帯の人数は誰が分かるのでしょうか。</p> <p>民生児童委員については、要介護認定者や障がい者等の情報が開示されていません。福祉推進員についても、要支援世帯の情報が開示されていません。</p> <p>個人情報保護法は、主に民間事業者に関するルールと理解しています。申請書の作成によって閲覧や当該情報を入手出来るようには出来ないのでしょうか。嘱託員や、民生児童委員の方々には特例で開示しても宜しいのではないのでしょうか。</p> <p>市の考えをお聞かせください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>災害対策基本法では、要介護認定や障がいのある方などで災害時等に自力で避難</p>			

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

蔵増地域

令和6年8月28日開催

することが困難な方である避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられ、本市でもその作成を推進しているところです。

平時は、本人の同意がある場合にのみ自主防災会、民生委員の方などの避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿の提供を行っていますが、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で避難行動要支援者の生命等を災害から守るために特に必要があると認めるときは、本人の同意がなくとも避難支援等関係者に対し、名簿にある情報を特例的に提供することができることとなっています。万が一そのような事態となった場合には、避難行動要支援者等が安全に避難行動できるよう、地域の皆様による共助をお願いしたいと思います。

また、同意していただくことがその方の身を守る安全策の一つですので、そのことをしっかりと行政が伝えていくことが大事だと考えています。

なお、災害に備えての世帯ごとの人数など、個々の世帯情報については、個人情報保護に関する法律の規定により、市から提供することはできませんので、御理解をお願いします。

No.	7	標 題	田んぼダムについて
所管課等		農林課	
《市民のこえ》 県内では7月25日の大雨が甚大な被害をもたらし他人事とは思えない、明日は我が身と緊迫感を感じています。 先日（7月28日）の蔵増地区防災研修会にて、「田んぼダムの取組について」というテーマで三郷堰土地改良区の方より御講演いただきました。田んぼダムには様々なメリットやデメリットがあるようですが、河川が複数流れる地域に住む私たちにとってはとても有効な取組みだと思います。 三郷堰土地改良区はすでに取り組んでいるようですが、天童土地改良区はこれからということだそうです。「第四次天童市農業基本計画」の個別施策として定めた田んぼダムの取組みが着実に進められるように、市からのバックアップをお願いします。			
<回答及び対応状況> 大雨の際に、水田に一時的に雨水等を貯留し、洪水被害を軽減する田んぼダムは、その機能の有効性が注目されています。市としても、田んぼダムの取組みの拡大が図られるよう、市内の土地改良区へ、機会を捉えて周知しているところです。三郷堰土地改良区管内より上流の田んぼには、排水柵がほとんど設置されていないことから、多面的機能支払交付金事業に取り組む活動組織に対して、交付金を活用した排水柵の設置を働きかけるとともに、設置にかかる技術的な指導をしながら田んぼダムの取組みを推進します。			